

十日町市青年等就農計画認定要領

（目的）

第1条 この要領は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）に基づく青年等就農計画の認定に関して、国の農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。）、市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成18年7月24日施行。以下「基本構想」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（申請者の要件）

第2条 青年等就農計画認定の申請をすることができる者は、本市の区域内において新たに農業経営を営もうとする者（新たに農業経営を営む者で農業経営を開始してから5年を経過しないものを含む。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）青年（18歳以上45歳未満の個人をいう。）

ただし、地域に担い手がない等やむを得ない事情があると市長が認める場合には、50歳未満とする。

（2）65歳未満の個人（前号に掲げる者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当する者

ア 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者

イ 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

ウ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者

エ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

オ アからエまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（3）前2号に掲げる者（以下この号において「青年」と総称する。）が役員の過半数を占める法人であって、当該法人の役員である青年のうち当該法人が営む農業に従事すると認められるものが当該法人の役員数の過半数を占めるもの

2 次に掲げる全ての事項を確認することができる場合は、複数の者が、共同して青年等就農計画認定の申請をすることができる。

（1）当該申請をする者が、全て同一の世帯（住居及び生計を同じくする親族の集団をいう。以下この号において同じ。）に属する者又はかつて同一の世帯に属していた者（そ

の者の配偶者を含む。)であること。

(2) 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該申請をする者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該申請をする者の全ての合意により決定することが明確にされていること。

(3) 前号の当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

(青年等就農計画に係る認定審査会)

第3条 青年等就農計画認定に当たって、第三者から意見を求めるため、青年等就農計画に係る認定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、別表1に掲げる機関(以下「関係機関」という。)をもって構成する。

3 審査会の運営等は、次に定めるとおりとする。

(1) 審査会に会長を置く。

(2) 会長は、十日町市産業観光部農林課長の職にある者をもって充てる。

(3) 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめその指名するものが、その職務を代理する。

(4) 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(5) 審査会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(6) 審査会は、当該青年等就農計画認定の申請をした者に対し出席を求め、当該青年等就農計画についての説明を聴くものとする。

(7) 審査会による意見の聴衆は、会議を開いて行うものとする。ただし、会長が招集する必要がないと認めるときは、会議を招集しないで、関係機関に対し、書面による意見の提出を求めることができる。

(8) 審査会の事務局は、十日町市農林課農業企画係に置く。

(就農計画認定の手続き)

第4条 申請者は、青年等就農計画認定申請書(別紙様式第1号)に次の各号の書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、青年等就農支援事業等を併せて申請する場合は、(1)から(3)は同要綱に定める様式で提出しなければならない。

(1) 収支計画(別添1)

(2) 履歴書(別添2)

(3) 個人情報に関する同意書(別添3)

(4) 就農(予定)地の地図

(5) 法人の場合は、法人登記簿の写し

(6) 夫婦等で共同申請する場合は、家族経営協定書の写し

(7) その他、市長が必要と認める書類

2 市長は前項に定める申請があった場合には、その内容について審査する。なお、審査にあたっては、前条によるものとする。

3 市長は、前項により審査を行ったときは、速やかに申請者に対して就農計画の認定又は却下について審査結果通知書(別紙様式第2号)により通知を行うものとする。なお、

新規認定の場合は、青年等就農計画認定書（別紙様式第3-1号）を変更認定の場合は青年等就農計画変更認定書（別紙様式第3-2号）を併せて交付するものとする。

4 市長は、前項に併せて審査結果を関係機関へ通知するものとする。

（就農計画の変更）

第5条 青年等就農計画認定を受けた者（以下、認定新規就農者という。）は、当該青年等就農計画について、就農時における目標の営農部門又は就農地の変更及び2割以上の増減を伴う所得目標又は年間農業従事日数の変更、その他市長が定める事項の変更をしようとするときは、青年等就農計画申請書を変更し、必要な書類を添付して申請し、第4条2項により認定を受けなければならない。

（認定基準）

第6条 第4条の認定の申請があった場合において、その就農計画が別表2に掲げる認定基準に該当するものであると認められるときは、その認定をするものとする。

（認定の有効期間）

第7条 市長が認定した就農計画の有効期間は、認定した日から起算して5年とする。ただし、既に農業経営を開始した者にあつては、農業経営を開始した日から起算して5年を経過した日までとする。

2 認定新規就農者が就農計画の有効期間内に経営改善計画の認定を受け、認定農業者となった場合には、経営改善計画の認定の日をもって、当該就農計画の効力を失ったものとする。

（報告）

第8条 認定新規就農者は、認定期間中毎年7月末までに就農状況報告（別紙様式第4-1号）を市長に提出する。その際、前年度の確定申告及び通帳、帳簿等の写し等、認定新規就農者の経営管理の状況がわかるものを提出するものとする。ただし、青年等就農支援事業等の規定に基づき、就農状況報告を提出している場合は、報告しているとみなす。

（報告の確認等）

第9条 前条の報告を受けた市長は、第10条に該当していないか確認し、該当する場合は関係機関と連携して、適切な助言及び指導を行うものとする。なお、報告の確認等、助言及び指導は就農状況確認チェックリスト（別紙様式第4-2号）を用いて、実施するものとする。ただし、青年等就農支援事業等の規定に基づき、市長が報告の確認をしている場合は、報告の確認等はしているとみなす。

（是正指導）

第10条 市長は、認定新規就農者が次の各号の事項に該当する場合は、当該対象者に対し是正依頼通知書（別紙様式第5号）を通知し、聴聞を行うものとする。

（1）第6条の認定基準に該当しないものと認められるに至ったとき。

（2）認定新規就農者が、就農計画に従って必要な措置を講じていないと認められるとき。

2 前項によるもののうち、病気、災害等のやむ得ない理由により農業経営を休止する場合は、必ずしも前項によらないものとする。

（認定の取り消し等）

第 11 条 市長は、認定新規就農者が次の各号の事項に該当する場合は、当該対象者に対し、青年等就農計画取消通知書（別紙様式第 6 号）を通知し、就農計画の認定を取り消すものとする。

（１）農業経営を中止したとき。

（２）第 10 条 1 項による状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれないとき。

（３）聴聞に正当の理由なく出頭しなかったとき。

（４）聴聞の結果、認定取り消しが相当と判断したとき。

2 市長は、前項に併せて取消通知及び当該就農計画を関係機関へ周知するものとする。

（その他）

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要事項は別に定めることができるものとする。

附 則

この要領は、令和 4 年 8 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

(別表 1)

青年等就農計画認定審査会名簿

所属機関・団体名	役職等	備 考
十日町市農林課	課長	会長
十日町農業普及指導センター	課長	
魚沼農業協同組合 十日町基幹営農センター	課長	
十日町市農業委員会事務局	局長	
十日町農業普及指導センター	経営・技術担当	オブザーバー
十日町市農林課農業企画係	農地担当	事務局
十日町市農業委員会	農地担当	農業委員等

※経営・技術担当及び農地担当は地域サポート計画におけるサポートチーム体制から選出する。

(別表 2)

青年等就農計画の認定基準

第1 計画における農業経営の規模、生産方式等が、基本構想に照らして適切であるとともに、計画における経営管理の方法及び農業従事の態様が適切であり、農業経営の基礎の確立に向けた必要な取組を行うと認められること。

(1) 青年等就農計画の申請者

青年等就農計画の申請者が、第2条に掲げる者であること。

(2) 所得目標

目標年度（農業経営開始5年後）の所得目標が、主たる従事者1人当たり150万円程度であること。

(3) 目標とする主たる従事者の年間労働時間

計画における年間労働時間の目標が、1,800時間程度であること。ただし、年間農業従事日数が、150日（1,200時間）を下回らないこと。

第2 計画の達成される見込みが確実であること。

(1) 計画の生産方式に関わる農業技術及び知識の習得度、経営能力、農業労働力の確保の実現性、事業計画、資金計画等から総合的に審査した結果、計画の達成される見込みが確実であると認められること。

(2) 経営の適正な管理の実施を農業簿記等により行うことが確実であると見込まれること。

第3 計画の目標を達成するために必要な農業の技術及び知識の習得状況その他の就農の準備に関する事項が適切であること。

(1) 実践的な研修をおおむね1年以上受けたものであること。ただし、過去の実務経験又は職歴の内容から見て、就農時の目標を達成するために十分な農業技術を習得していると認められる場合には、新たに研修を受けることを必要としない。

(2) 主要な作目について1作以上研修経験または就農経験があること。

(3) 目標を達成するために必要な措置及び農業経営の構成に関する事項が適切であること。

第4 青年等就農計画認定の有効期間の終了後に、農業経営改善計画の認定を受ける見込みがあること。